

平成31年 第1回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成31年1月24日（木）

平成31年 第1回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成31年1月24日(木) 午後3時30分～
- 2 場所 市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 淵上定一郎 槇光子
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 深田利広
(調製職員) 川俣洋寿

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまより平成31年1月17日付小林市教育委員会告示第1号で招集されました平成31年第1回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

まず、報告第1号定期監査(前期)の結果について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

山下教育部長 それでは、報告第1号定期監査の結果について報告いたします。

2ページをお開きください。

毎年、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査が実施されます。2ページ、3ページにありますように、教育委員会の全ての職場で実施されました。

5ページから7ページは、各課のそれぞれの指摘事項になります。今回、学校教育課におきましては、多くの指摘事項がありました。大変申しわけなく思っています。社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、小林学校給食センター、須木分室、それぞれ内容を見てもみると、簡易な処理ミス、それから、庶務を担当する職員の認識不足というものがありません。今後はチェック体制の強化、それから財務研修への積極的な参加を呼びかけたいと思っております。以上、報告いたします。

中屋敷教育長 何かご質問とかありますか。よろしいですか。(はい)

それでは、報告第2号平成31年成人式について、説明をお願いします。

松田課長

まず、成人式の出席、まことにありがとうございました。式典についても、当日は私が体調を崩してしまいまして全てに参加できなかったんですけども、うまくいったということで報告を受けているところです。

まず、本日お配りしています成人式出席状況一覧というところで、こちらの一番下にある平成30年度、該当509人に対して387名の出席ということで、出席率としては76%の出席となったところでございます。あと、こちらの裏にまた各地区ごとの出席率もありますので、ご覧いただきたいと思います。今回もさまざまな来賓をお願いして、お忙しい中、沢山の方に出席をいただいたところでございます。

今回、アンケートもつけておりますが、こちらの詳細につきましては、前年と違うところで子から親へのメッセージであったりとか、そういうところの趣向を凝らして実施したところでございます。そういった実施の中でさまざまなアンケートもいただいておりますので、そちらの状況、中身を精査して、次年度以降の開催につなげていきたいと思っております。こちらのアンケートの一番後ろのページになりますが、今回スタッフでアンケート協力の呼びかけを実施しまして、多数の意見等をいただいたところでございます。今回の部分につきましては、2020年の民法改正の成人年齢が18歳というところも踏まえまして、今後さまざまな社会教育への諮問であったりとかを踏まえて、成人式の実施等を皆さんにご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

アンケートの中身につきましては、本当によかったというような意見が多くて、また、運営の中で見直しの部分も多々ありますが、そちらのほうをしっかりとしていきたいと思っておりますのでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

中屋敷教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ありますでしょうか。

大部菌教育長職務代理者

参加させていただきまして、最初は国歌斉唱で1名ふざけて歌っているような、あれは本当にアンケートにもありますけれども、ちょっと残念だなと思いました。ちょっとひやっとしたんですけども、その後は本当に成人の方もちゃんと厳粛に成人式を最後まで終えて、これはよか

ったと思いました。あと、子から親へのメッセージもすごく感動でじんとくるものがありました。あと、各後輩の小学校の子供たちからのメッセージが年々よくなって、後輩の思いが成人の方に届けばいいなというのが、そんな感じがいたしました。工夫を凝らして、本当に先生方のお力もあって、立派な成人式になっていたなと思いました。

中屋敷教育長 ありがとうございます。ほか、ありますでしょうか。

ビデオレターはすごく事務局というか、実行委員が苦勞をして作ってはいるんですけども、見る側としては、やっぱり音が聞こえなかったりとか、風の音が入ってとかいろいろあるんですが、その先生がずっとそこにいるわけではないので、宮崎に転勤したら宮崎まで行ってメッセージを撮って、いろいろ苦勞した中でああいうものを作っているというのは理解していただきたいとは思っております。

今回、実行委員の方々が精力的に取り組んでくれました。早目に団結して、いろいろやっていました。また、来年も実行委員会形式でやるんですよ。なければ次に移らせていただきたいと思います。

報告第3号第9回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会について、説明をお願いします。

深田スポーツ振興課長 1月14日開催されました第9回市町村対抗駅伝競走大会におきまして、小林市から3チーム参加いたしました。Aチームのほうは4位、Bチームのほうは14位、Cチームが27位という総合成績でございました。今回は優勝を目指して頑張っていましたが、正月明けに高校生並びに一般のAチームの主力の選手が故障ということで、ちょっと皆さんのご期待に応えない成績ではありました。しかしながら、かわりに参加してくれた選手を初め、選手の皆さんは日ごろの練習の成果を十分発揮してくれたと思っております。来年度は、宮崎市が今回もAチームが1位、Bチームが2位ということで独走でございましたので、何とかこれを阻止できるように、体育協会並びに小林市の陸上競技協会、あとはジュニアアスリートクラブ等々と連携をとりまして、駅伝のまち小林を大いにPRしていきたいと考えております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告が終わりましたので、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正についてと議案第2号小林市教職員住宅管理規則の一部改正については関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。

山下教育部長 それでは、今日は議案が12件ありますけれども、この議案については3月議会前の法規審議会がまだ終わっていませんので、今日は案として出させていただきます。法規審議会によっては、文言が修正になったりする可能性がありますけれども、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、第1号議案と第2号議案について、あわせて説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

議案第1号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正、22ページが、議案第2号小林市教職員住宅管理規則の一部改正ということで、教育委員会の承認を求めるものでございます。

小林市使用料の徴収に関する条例の第2条第2項、教職員住宅関係の別表の部分を削除した後、小林市教職員管理規則に教職員住宅の種類、区分、金額、徴収の時期、建設年、戸数を加えて改めて定めるものでございます。教職員住宅の家賃については、これまで使用料の条例に基づいて徴収を行ってきております。財産の貸し付けとして小林市教職員管理規則に、そのまま一部改正で載せていきたいと思っております。貸し付け金額とか内容とかについてはこれまでと同様ですので、変更はないところです。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

説明はお聞きのとおりですけれども、何か質問とかありますか。よろしいでしょうか。(はい)

質問等なければ、お諮りしたいと思います。議案第1号、議案第2号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。それでは、議案第1、第2号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第3号小林市スクールサポートセンター事務局長に対する事務委任規則の一部改正についてと議案第4号小林市立幼稚園長、小学校長及び中学校長に対する事務委任規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、議案第3号と4号については併せて説明をさせていただきます。26ページをお開きください。

議案第3号です。小林市スクールサポートセンター事務局長に対する事務委任規則の一部改正ということで、教育委員会の承認を求めるものでございます。今回の一部改正につきましては、小林市教育委員会及び教育長に委任された事務のうち、小林市スクールサポートセンター事務局長に委任された事務である第1条の上限額を10万円未満から30万円未満に変更するものでございます。

理由といたしましては、現在、スクールサポートセンター事務局長に委任している予算につきましては、教育委員会が予算を作成して決定しております。その予算執行を改めて教育委員会の決裁を受けているという現状です。その予算執行を改めて教育委員会の決裁を受けているという現状です。その予算執行を改めて教育委員会の決裁を受けているという現状です。その予算執行を改めて教育委員会の決裁を受けているという現状です。

28ページをお開きください。

28ページは、小林市立幼稚園、それから小・中学校の校長に対する事務委任規則の改正ですが、内容は先ほどの部分と同じで上限額を10万から30万に引き上げるものでございます。

理由といたしましては、学校の予算は事業型予算ということで、10年以上経つんですけれども、これについては予算を立てるときに学校長、それから事務の先生方からヒアリングを実施しています。備品や修繕費、執行額の大きいものもヒアリングを行いまして予算を配分しております。その予算を執行する時は、また決裁を受けるということになっております。そのため、事務の効率化ということで今回変更したいと思っております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですけれども、質問、ご意見等ありますでしょうか。

椎屋委員 中身についての疑義ではないんですが、スクールサポートセンターの中身

が、淵上委員が初めて聞かれると思いますので説明をしていただくといいなと思います。

古沢主幹 スクールサポートセンター、略してSSCと言っているんですけども、これは学校に学校事務室があります。そこには学校事務を担っている学校事務職員という職員が、基本的には各学校1名ずつ配置されています。事務職員は各学校に1名配置されて、各学校の事務について業務を行っているんですけども、共通する事務が多いということで、まずはその21校にいる事務職員を組織化することで同じような共通の事務の効率化をみんなの手分けしたりして図ろうと。それで生まれた時間を今度は学校事務職員が各学校で学校事務以外の業務、教員の先生方が授業とか教育活動をする上で必要なところのサポートをしましょうというのが、基本的な組織の仕組みになっています。

その部分で、今、部長が申しましたSSCというスクールサポートセンターに事務局長がいますので、その予算執行権限を10万円から30万円に引き上げるという改正になりますのでよろしくお願いします。

中屋敷教育長 拠点は、野尻は野尻小学校にあるんですか。

古沢主幹 現在は市内を3地区に分けています。野尻地区は野尻地区の学校5校で、拠点校は野尻小学校ですね。

中屋敷教育長 小学校に1人ですか。

古沢主幹 はい。それと小林小が中心校ですね。もう一つが三松中が中心校ということで、今、市内21校を3つの組織に編制して、中心校、拠点校をそれぞれ設けて行っています。

淵上委員 事務局長さんというのは別にいらっしゃるんですか。

古沢主幹 事務局長は全ての3つの組織の上にさらにスクールサポートセンター事務局というのを置いてまして、その全体を統括する事務局長ということで1名、これは小林小学校に配置をしています。小林小学校にスクールサポートセンター事務局という部屋を別途設けて事務局を設置しています。そこが統括の中でさっき申し上げた3地区に分けて、7校、7校、5校のグループに分けて、きめ細かな事務作業をやっていくというような組織になっています。

中屋敷教育長 3つエリアがあるということで。前は学校の事務職員はその学校だけのことをやっていたけれども、みんなで助け合いながらして、浮いた時間は子供たちに先生が関わられるのをサポートしましょうというのが趣旨です。よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。議案第3号、議案第4号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。それでは、議案第3号、4号については原案どおり承認されました。

続きまして、議案第5号小林市立学校非常勤講師配置要綱の一部改正について説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、30ページをお開きください。

議案第5号について説明いたします。

第3条に、任用される場合に提出書類の中に住民票の写しというものがありませんでした。これまでは住民票の写しを提出してもらってございましたけれども、今、マイナンバーカードの確認で本人確認、住所確認が可能になりましたので、この住民票の写しというのを削除したいと思っております。

それから、第5条に学校非常勤講師の勤務条件について、学校の休業日、春季、夏季、秋季、冬季、学年末休業日があるんですけども、この日は勤務することを要しないということを加えたいということで、一部改正をするものでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございました。

ご質問等ありませんでしょうか。

確認ですけれども、非常勤講師はマイナンバーの登録をしているということが前提条件ということですか。

山下教育部長 マイナンバーの通知カードというのは皆さん持っていますので、そちらでも確認ができます。

中屋敷教育長 そういふことですね。わかりました。

ほかにないでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それではないようですので、お諮りしたいと思います。議案第5号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。それでは、議案第5号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第6号小林市部活動指導員設置規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、32ページをお開きください。

議案第6号について説明いたします。

この中の第8条第1項で、部活動指導員の1週間当たりの勤務日は平日にあっては2日以内とし、休日にあつては1日以内とすると上限を定めておりました。今年度のモデル事業の実施校が3校あったんですけれども、部活動の充実、それから、競技力の向上のためにも指導員の勤務日を増やすべきであろうという声が上がってきました。そして、教員の時間外勤務の削減にも効果が認められましたので、勤務日数の上限を撤廃したいということで一部改正をお願いするものでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。ご質問等ありますでしょうか。

淵上委員 今の野尻中学校の保護者で、クラブ活動で結構先生たちの時間も大変だし、かといって、もっとうまくなりたいとかいうことで、今、結構問題になっていて、クラブチームを別に作ってとかいろいろあるんですけれども、こういう規則的なのがあることがよくわからない。規則で何時間とかそういうのが決まっているというのは私たちも見ることができるのですか。

中屋敷教育長 部活動指導員の設置規則というものは、PTAの方々も容易に見られるのかということですね。

淵上委員 そういふことがあることもわからないので教えて下さい。

山下教育部長 条例規則要綱とかは市のホームページから全て見られます。

淵上委員 今、先生たちが遅くまでやったりするのは、時間外がついているということなんですか。

藤井指導監 時間外は基本的に教職員にはないです。そのかわりに給与に教職調整額という手当にあたるものがついております。

月80時間の時間外、いわゆる「過労死ライン」と言われるところが問題になっていて、100時間とか残業しているというところがこの2年ぐらい問題になっているんですが、基本的に時間外はゼロなので、どれぐらい

残業しようが、すぐ帰ろうが同じ給料です。部活動につきましては、3時間以上指導した場合、別途手当が出ることになっているんですが、通常の時間外はありません。

中屋敷教育長 何がどういうふう具体的に変わるかというのがないので、時数とかそういうものが委員さんたちはわからないと思います。

古沢主幹 簡単に説明すると、今年度から小林市が部活動指導員というのをモデル事業として配置しています。小林中に1名、これは男子バスケット部、三松中の男女ハンドボール部に1名、野尻中の男子軟式野球部に1名、合計3名を配置して、今年度から始めているというふうになります。今年度については、初めてのモデル事業でありましたので週に7日ありますけれども、そのうち3日間、平日2日間、土日のどちらか1日、週3日間の配置を、週の半分ぐらいを配置して試行をしたということです。その結果、先ほど部長が説明しましたように、週3日であっても先生方の労働時間の改善という意味で相当の効果が見られたので、もう少し日数を増やしてほしいという声が学校現場から上がって、今回は週3日を週5日まで日数を増やしたというのが、今回の改正の簡単な趣旨になります。

では、なぜ、週7日ではなく5日なのかというと、運動部活動に関するガイドラインというのを国が出しました。これでは月曜日から金曜日までの平日5日のうち、1日は部活動を休養日にしなさい、土日もどちらかは1日、部活動を休養日にしなさい、最大でも週に5日しか部活動自体をしたらいけませんよというガイドラインが出ましたので、それを小林市は遵守する上で、最大部活動が行われる日数分を来年度については、今予算要求の段階ですけれども、配置したいということで、週3日から週5日の勤務配置の改正ということになります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。わかりやすい説明だと思います。よろしいですか。そういうことで改正をするということです。あとはよろしいですか。(はい) それでは、お諮りしたいと思います。議案第6号につきましては、原案どおり承認にしてよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。それでは、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第7号小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条

例の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、議案第7号と第8号について、併せて説明させていただきます。
34ページをお開きください。

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正ということで、非常勤特別職として位置づけております別表102の項目、スクールソーシャルワーカーになりますが、1万円を1万4,000円に改正するものであります。

それから、36ページの議案第8号につきましては、その設置規則の一部改正の承認ということで説明をいたします。

内容についてご説明いたします。スクールソーシャルワーカーにつきましては、小林市は市単独予算で1名配置して、支援体制の強化を図っているところであります。31年度から、県がチーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業という補助金を出すことに決定しております。その補助金を活用したいと考えております。この補助金の活用にあたっては、県のスクールソーシャルワーカーの勤務時間、それから報酬等に統一する必要があるため、必要な項目を改定するものです。

具体的には勤務時間がこれまでは原則週2日以内、1日6時間でしたけれども、31年度からは原則2日以内で1日が7時間になります。それから、日数が100日以内の600時間でしたけれども、31年度からは100日、700時間以内に変更します。報酬は日額1万円が31年度から1万4,000円に変更したいと思っております。

37ページにありますように、時間の変更によりまして、第6条で午前9時を8時半から、午後4時までを午後4時半に改めたいと思っております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーについての説明をお願いしたいと思います。

古沢主幹 スクールソーシャルワーカーというのは、簡単に言いますと、子供たちが抱えているいろんな問題、不登校であったり、あるいは学校に本人は行きたくても家庭環境的なところで難しいとか、いろんな悩みを抱えている子供たちの悩みを、どちらかという福祉の専門的な立場から解決に向けて動いていく人をスクールソーシャルワーカーと呼んでおります。そういう

方を28年度から小林は市単独で1名設置をしてきて、今3年目になりますということです。

福祉的な立場と言いましたけれども、社会福祉士とか精神保健福祉士の資格を有しているか、またはそれに準ずるぐらいの福祉的な知識を有する方を採用していますので、学校だけで、どうしてもいろんな複雑多様化する問題が今多くなってきていて、教育サイドだけでは解決できない問題をスクールソーシャルワーカーを配置することで、福祉的な観点からも支援なりサポートできるような体制をとっているという方を配置しているということになります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですけれども、何かご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。議案第7号と8号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。それでは、承認されたものしたいと思います。続きまして、議案第9号小林市立学校管理規則の一部改正について、それから、議案第10号小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正について、そして、議案第11号小林市共同学校事務室設置要綱の制定について、これについては関連がありますので一括説明になります。

山下教育部長 それでは、議案第9号、10号、11号についてはあわせて説明をさせていただきます。38ページを開いてください。

議案第9号の小林市立学校管理規則の一部改正についてでございます。

41ページの議案第10号、43ページの第11号もあわせての説明になるんですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、同法律施行の一部改正並びに同法47条の6第1項のただし書きに規定する2つ以上の学校に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令というのがあるんですけれども、現行の共同学校事務室を設置するということで改正を行うものでございます。

これまでも小林市のほうでは、先ほど説明申しましたが、小林市の共同実施組織というのは、平成19年度からSSCの名称で小林市独自の取り組

みを実施してきております。今回の法律の共同学校事務室の制度化に伴いまして、これまでの小林市の規則、要綱の一部の名称変更、それから、新たに共同学校事務室設置要綱というものを制定しまして、目的であったり、事務をどのようなものをつくるかであったりというのを明文化するという事で新たに要綱を設置するというものでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですけれども、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。確認ですけれども、共同学校事務室というのは、さっき話題にありましたが、小林のエリア3つで配置をしているところ、野尻小、三松中、小林小を共同学校事務室というふうに呼ぶということでもいいんですか。

古沢主幹 今のご質問のとおりなんですけど、ただ、もう一度39ページから40ページにかけて見ていただきたいんですけども、現在は3地区ということでご説明したかと思いますが、来年度、共同学校事務室を設置するに当たっては4地区編制を現在考えているところです。21校を3地区にしていたんですけども、もう少しきめ細かに、そして機動的にスピーディーに動けるように、1つのグループの学校規模を少なくしたほうがいいという意見が学校現場から多く出ましたので、39ページから40ページにかけて表にありますように、来年度は4地区で編制して、中心校が小林地区は小林小、細野地区が細野小学校、三松地区が三松小学校、野尻地区が野尻小学校ということで考えているところです。

中屋敷教育長 お聞きのとおりで、今までは3地区なのが来年度は4地区で考えているということです。須木地区は三松地区に入っていくという形になりますか。3の表の中に入っていますけれども、よろしいでしょうか。

大部 蘭教育長 職務代理者 わかりづらいんですけども、SSCを今までこうしてやっていて、今回、国の動きでこういう新しい事務室の設置となると、SSCの今、要綱がありますよね。新しくそれをまた立ち上げるということで、移行になったらこっちが残るわけですか。2つ動くんじゃないんですよね。

古沢主幹 今、すごくいいご意見をいただいたんですけども、共同学校事務室ということで法律が新たにできましたので、そちらに移行する改正案を今お示ししているんですけども、SSCの部分から、共同学校事務室という法律ができたことで移行すべきところはSSCから削除しています。今度は

SSCの要綱のほうから削除して、重複のないような形で共同学校事務室要綱のほうに移行しています。ただ、SSCのほうは要綱は全てを廃止せずに、これまで市独自でやってきた中で、SSCの役割として、共同学校事務室の法律でいう役割にはないけれども、SSCのいい役割の部分がまだありますので、その部分の機能は残して移行させて、重複感がないようには図っているところです。

椎屋委員 現在も事務職員というのは、やはり県の知事部局からの職員というのはかなり多くなっているのが現状なんですか。

古沢主幹 今、ご意見があったとおりで、圧倒的に県知事部局からの出向の方が多いです。もともと学校事務採用という方は21校で3名ですか。基本的に21名いるとしたときに、3名だけが学校事務職員採用の職員ですので、8割、9割は現在、部局からの出向ということになっています。

椎屋委員 もう採用自体がないんですかね。

中屋敷教育長 いや、またその動きはありますので、県教育委員会が採用するということですね。

今、ご指摘のとおり、知事部局からの出向で来る人たちは3年で帰るといふのがありますので、だから、慣れたところに県に戻っていく形になってしまふんですね。だから、小林市のSSCの考え方とか運営とかそういうものがわかってきたところに動くので、非常に引き継ぎ等とかそういうものに苦慮はしているということですが、内容的にはすばらしいものなので、これが形骸化しないように頑張っています。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案第9号から11号まで原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。それでは、原案どおり承認したいと思います。

最後になります。議案第12号小林市財務規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、47ページをお開きください。

議案第12号小林市財務規則の一部改正について、ご説明いたします。

63条につきましては、概算払いのできる経費の中に、要保護、準要保護、

それから、特別支援の児童生徒に対する就学援助費、修学旅行費と給食費になるんですけども、これを追加したいということで改正を出しているところでございます。

理由といたしましては、これまで就学援助費の対象経費は金額が確定してから給付をしておりました。しかしながら、就学援助費の中の修学旅行費については、修学旅行の前に学校が保護者に一旦納めてくださいということで、保護者の経済的な負担が多いということで声をいただいておりますので、事前に保護者の方に給付をするためには概算払いのところの項目にのせないと給付ができませんので、概算払いのところの一部改正をお願いしたいということで上げております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

中屋敷教育長 以上ですが、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案第12号については原案どおり承認でよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。それでは、原案どおり承認されたものと思いたいと思います。

議案が終わりまして、6、その他のところに入りたいと思います。

まず、平成30年度卒業式及び平成31年度入学式の出席について、説明をお願いします。

藤井指導監 前回の教育委員会の中で日程等についてお諮りしたところなんですけど、本年度の小・中学校及び幼稚園の卒業式、それから、来年度の入学式の案を載せさせていただいております。これまでいらっしゃった方は、できるだけ同じ場所に偏らないように調整をして入れさせていただいたところでございますが、また、今日、見ていただきながら、どうしてもご都合がつかないというようところがございましたら、またお知らせいただけたらと思います。この参加者で卒業式、それから入学式のほうをお願いしたいと考えております。決まりましたら、また学校のほうから改めて案内が参ります。それで、当日の祝辞等もまたご用意させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

併せまして、別紙に立志式の予定表もあわせて載せさせていただいておりますが、これは各委員の方々にはファクスでも送付させていただいたんですが、もう一回再度確認のためにお配りさせていただきました。これにつきましては、今日、南小があったんですけども、あすは永久津小というふうに順に続いていきます。委員の皆様には本日、お手元のほうにご挨拶もお配りさせていただきましたので、それを利用していただきまして、ご出席いただけたらというふうに思います。

中屋敷教育長 よろしいですか。また、都合が悪くなったら、今度は個人的に委員さん同士でこうやって、事務局に連絡をいただければ臨機応変に対応したいとは思いますが。ただ、卒業式、入学式は式次第というのを学校がつくりましますので、あれは教育委員会と出るのかな、名前は出ますか。

藤井指導監 名前は出ないと思うんですが、ただ案内とか、そこの当日の資料とかにもしかしたら名前が入っている可能性はあります。

中屋敷教育長 教育委員会式辞とかいうので、名前は出てこないんじゃないですか。

藤井指導監 席順とかに名前が入っている可能性はあります。

中屋敷教育長 どうしてもというときは何とかしますけれども、連絡をお願いしたいと思います。よろしいですか。(はい)

それでは、次回開催予定にしたいと思います。事務局からお願いします。

川俣調製職員 次回の開催ですが、来月2月21日木曜日午後3時半から、場所が市民体育館の会議室になりますので、お間違えのないようお願いしたいと思います。市民体育館の会議室、1階の入り一番左奥でございます。ちょうど今、市民体育館も工事しておりますので、その現場も見られるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、連絡なんですけれども、3月14日に臨時の定例教育委員会を16時からお願いしたいと思います。その翌週、3月19日火曜日に定例会のほうを開催したいと思います。3月14日と19日に臨時と通常の定例会をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にもう一点、4月5日金曜日なんですけど、教育委員会の例年行ってい

る大歓送迎会を今年もガーデンベルズで行いたいというふうに考えておりますので、4月5日金曜日6時半から、ガーデンベルズ小林で行いますので、また都合のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

中屋敷教育長 3月14日は臨時会は人事関係で教職員の異動の内示がある前に、教育委員会でこれによろしいかということをお諮りするということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、今月の定例会を終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。

閉会 17:00

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員
